

日高町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

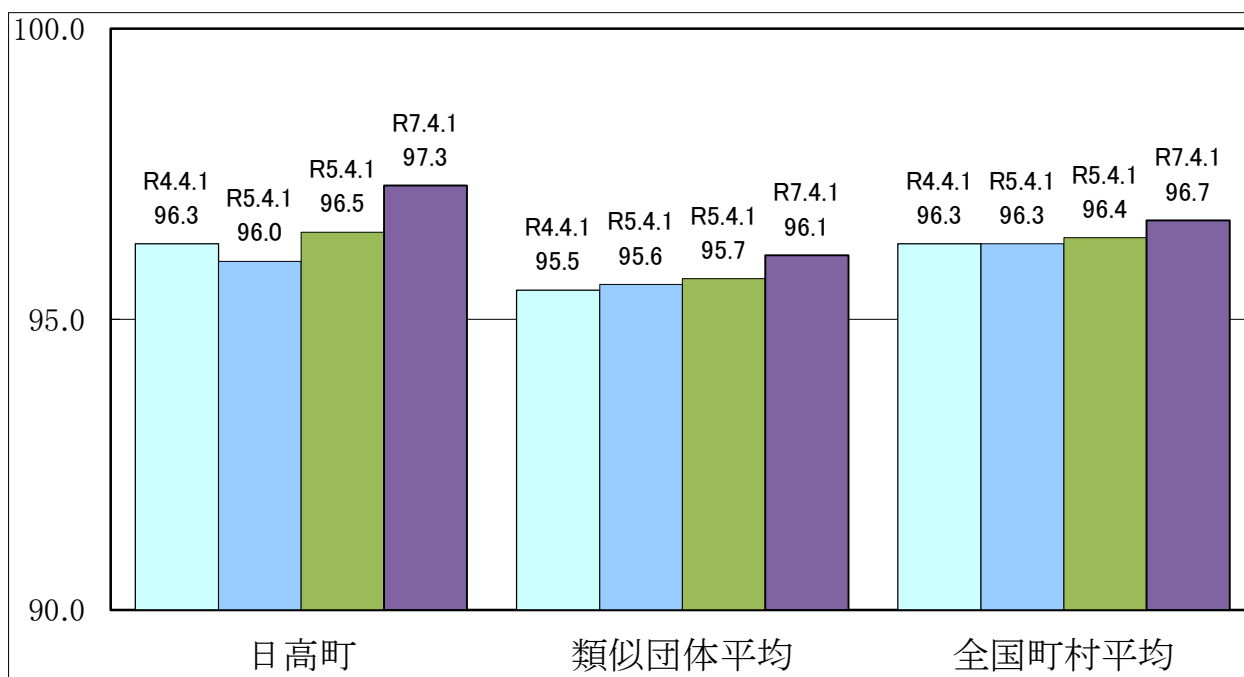
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	7,953	5,625,723	299,149	709,296	12.6	12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	70	283,093	26,414	116,526	426,033	6,086	5,840

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況 について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なり
の解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給を
カットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないた
め、隣接する級間での給料月額の重なり
の解消は実施していない。）

② その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高町	40.3 歳	310,245 円	340,472 円	325,600 円
和歌山県	42.3 歳	331,295 円	412,455 円	370,873 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

②技能労務職（※該当職員なし）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		日高町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

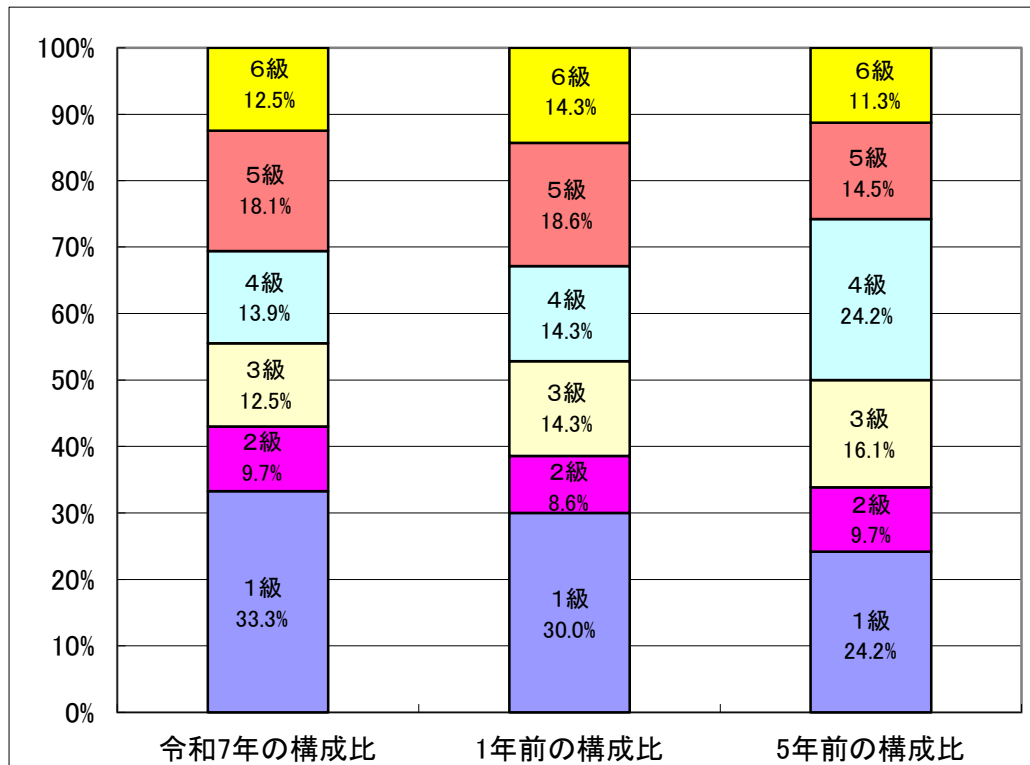
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,933 円	340,867 円	376,200 円	395,300 円
	高 校 卒	235,367 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

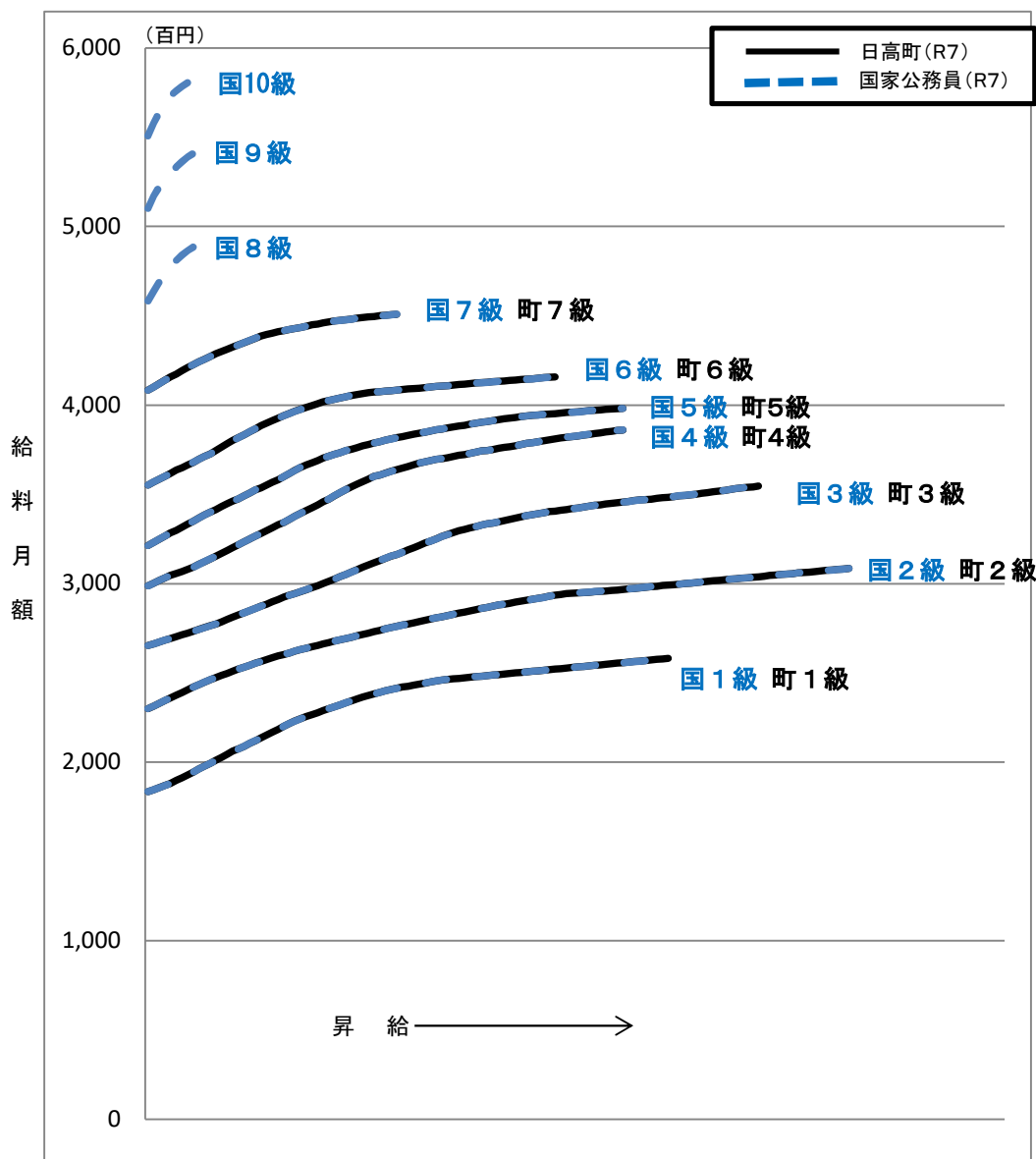
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	公室長・参事	0人	0.0%	408,300円	450,900円
6級	課長	9人	12.5%	355,200円	415,700円
5級	副課長・主幹	13人	18.1%	321,300円	398,200円
4級	課長補佐	10人	13.9%	298,800円	386,100円
3級	係長	9人	12.5%	265,300円	354,700円
2級	主査	7人	9.7%	230,000円	308,500円
1級	主事	24人	33.3%	183,500円	258,100円

- (注) 1 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（日高町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日 高 町	和 歌 山 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,665 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,742 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（日高町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 高 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 / 100		調整率	83.7 / 100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 3,231 千円	応募認定・定年 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	9,703 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	206 千円
支給実績（令和5年度決算）	9,665 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	138 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 該当なし

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 11,500円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同	—	7,829 千円	230,265 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1（その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円）を6,500円に加算した額	異	使用距離区分	1,947 千円	38,176 円
管理職手当	参事 40,000円 課長 30,000円 副課長 20,000円 主幹 12,000円	異	給料の8%~25%	5,904 千円	227,077 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	675,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	558,000 円	850,000 円 / 505,800 円	710,000 円 / 495,000 円
報 酬	議 長	280,000 円	375,000 円 / 210,000 円	
	副 議 長	230,000 円	307,000 円 / 188,000 円	
	議 員	210,000 円	286,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	2.50 月分		
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	2.50 月分		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	67万5千円×在職月数×0.433	14,029,200 円	在職中通算、任期毎の選択制
	備 考	55万8千円×在職月数×0.258	6,910,272 円	在職中通算、任期毎の選択制

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

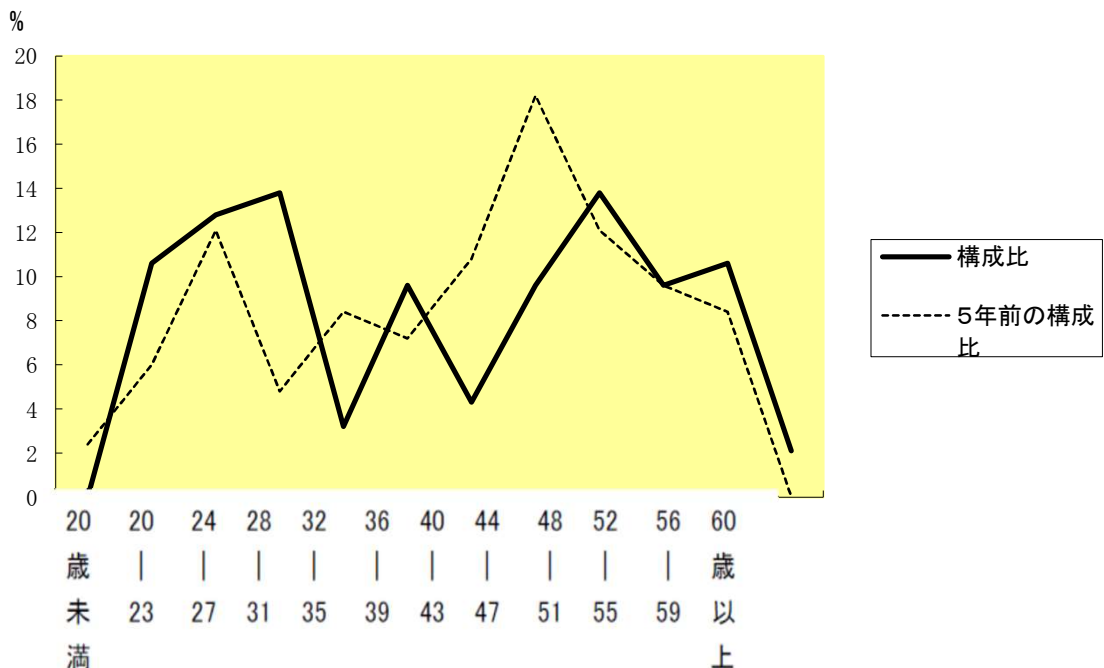
(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	25	24	1	勤務条件の改善のため
		税務	7	7	0	
		民生	13	12	1	勤務条件の改善のため
		衛生	3	3	0	
		農林水産	8	6	2	勤務条件の改善のため
		商工	3	3	0	
		土木	3	4	△1	他部門補充のため
	計	64	61	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.01 人)	
	教育部門	11	11	0		
	消防部門	0	0	0		
小 計	75	72	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.30 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 144.41 人)		
公営企業会計等部門	水道	3	3	0		
	下水道	4	3	1	勤務条件の改善のため	
	その他	12	11	1	後期高齢者医療広域連合への出向による欠員補充のため	
	小 計	19	17	2		
合 計		94	89	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.19 人	
		[105]	[105]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	12人	13人	3人	9人	4人	9人	13人	9人	10人	2人	94人

(3)職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	55	59	60	59	61	64	9 (16.4 %)
教育	11	10	10	11	11	11	0 (0.0 %)
普通会計 計	66	69	70	70	72	75	9 (13.6 %)
公営企業等会計計	17	15	16	17	17	19	2 (11.8 %)
総合計	83	84	86	87	89	94	11 (13.3 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 199,634	千円 14,774	千円 8,828	% 4.4	% 4.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	人 2	千円 5,826	千円 1,362	千円 1,640	千円 8,828	千円 4,414

市町村（政令指定都市を除く） 平均一人当たり給与費
千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
日高町	24.0 歳	220,050 円	367,838 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日高町		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,153 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,665 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (—) 月分 (—) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ・ 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ・ 10%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 高 町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	制度なし		その他の加算措置	制度なし	
	定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	3,231 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 平成11年4月1日より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	295 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	148 千円
支給実績（令和5年度決算）	282 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	141 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

1

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 3,000円 ・父母等 6,500円 ・子 11,500円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき5,000円加算	同	—	78 千円	78,000 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1（その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円）を6,500円に加算した額	同	—	57 千円	28,350 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 参事 40,000円 課長 30,000円 副課長 20,000円 主幹 12,000円 	同	—	0 千円	0 円